

京都市教育長訓令甲第6号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市教育長 在田正秀

「

別表生涯学習部の項中	午前8時30分から 午後5時15分まで	4週間を通じて8日、 祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで	を
------------	------------------------	---	---

」

「

交替に 午前8時30分から 午後5時15分まで 午後0時15分から 午後9時まで	4週間を通じて8日 並びに1月1日から 同月3日まで及び1 2月29日から同月 31日まで	に改め、同表子育て支援総合セン
--	---	-----------------

」

ターこどもみらい館の項を削り、同表野外活動施設花背山の家の項中

「

交替に 午前8時から午後4 時45分まで 午前10時から午後 6時45分まで 午後1時15分から 午後10時まで	を	交替に 午前6時から午後2 時45分まで 午前8時から午後4 時45分まで 午前9時から午後5 時45分まで	に改める。
--	---	--	-------

」



午前9時30分から
午後6時15分まで
午後1時15分から
午後10時まで

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)